

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

第 4 期中期計画（案）

（令和 7 年度～令和 1 0 年度）

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第4期中期計画（案）

前文

地方独立行政法人徳島県鳴門病院は、平成25年4月の法人設立以降、徳島県北部を中心に、香川県東部や兵庫県淡路島地域をも診療圏とし、吉野川北岸で政策医療を担う唯一の総合的診療基盤を持つ中核病院として極めて重要な役割を果たしている。

また、「看護専門学校」、「健康管理センター」を併設し、本県医療の未来を担う看護人材の育成に加え、地域の健康増進にも貢献するとともに、地域完結型の医療提供体制を確保するため、「地域包括ケア病棟」の整備や「患者サポートセンター」の充実・強化等、病床機能の分化及び連携並びに在宅医療の更なる推進により、安全で質の高い医療の提供に、積極的に取り組んできたところである。

一方で、急速に進む人口減少や少子高齢化など社会構造の多様化・複雑化が進む中、将来の医療需要を見据え、地域住民の医療ニーズに即した適切な医療提供体制の早急な構築を図るとともに、「南海トラフ巨大地震」をはじめとする大規模自然災害への対応、地域における重要な課題となる救急医療、周産期医療及び小児医療への対応、さらには、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組や医師の働き方改革の推進など、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けて、地域の医療機関等との機能分化と連携強化を図ることが重要である。

このため、第4期中期計画を次のとおり定め、地域住民から「さらに信頼され、期待され、愛される病院」を目指し、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の特色ある医療を最大限に活かし、求められる医療の継続的かつ安定的な提供に取り組む。

第1 中期計画の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの「4年間」とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 診療事業

(1) 良質かつ適切な医療の提供

ア 県民が等しく質の高い医療を受けることができ、安心して暮らせる徳島の実現に向け、「徳島医療コンソーシアム」を推進するとともに、地域と共に育む、より良い病院づくりを目指し、「地域医療の充実」と「医療の質の向上」を図る。

イ 「地域完結型」の中核病院として、「徳島県保健医療計画」及び「徳島県地域医療構想」を踏まえた医療機能の充実及び鳴門市と連携した医師確保策を推進し、医療提供体制の充実・強化を図る。

ウ 安全で質の高い医療の提供のため、地域の医療機関と連携を図りながら、「クリティカルパス」の積極的な導入を推進する。

【電子カルテ登録のクリティカルパス件数】

令和5年度実績値 69件 ⇒ 令和10年度目標値 100件

エ 「医療安全センター」を中心に、インシデント・アクシデント情報の収集・分析やリスク回避方針の検討・評価を行うとともに、医薬品等の安全管理を徹底し、医療安全対策に万全を期すよう努める。

(2) 患者の視点に立った医療の提供

ア 「患者サポートセンター」において、患者やその家族から寄せられる「医療・介護・福祉・生活」等の様々な相談に対するワンストップ機能を更に強化するとともに、最適な医療サービスを提供するため、病院全体の病床を効率的・効果的に運用する。

イ 患者やその家族のニーズに応じ、「センター」「診療科」や「専門外来」の設置・検討を進めるとともに、意見箱や患者満足度調査を通して、来院者の意見・要望の把握と速やかな改善に努め、患者サービスの向上を図る。

ウ ホームページの充実や地元広報誌の活用に加え、SNS等も活用し、病院の役割や医療提供内容等の積極的な情報発信に努めるとともに、鳴門病院まつり等の地域と一体となったイベントを展開し、開かれた病院づくりに努める。

エ 治療の選択肢や価値観が多様化する中、臨床現場で生じる倫理的課題に対応するため、臨床倫理コンサルテーション部門の強化を図り、患者の尊厳と意思決定を尊重した良質で適切な医療の提供に努める。

【臨床倫理研修会の開催回数】令和6年度開始 ⇒ 令和10年度目標値 年12回

(3) 救急医療の強化

ア 東部Ⅱ救急医療圏における中核的な2次救急医療機関として、医療や看護など各部門を統合した「救急総合診療センター」を中心に、「断らない」救急医療体制を充実・強化し、県全体の救急医療提供体制の維持・向上に貢献する。

イ 円滑な救急搬送体制を確保するため、地域消防との連携の深化、ヘリポートの適切な運用体制を整えとともに、県北部の最重要な救急医療施設として、新興感染症等にも対応可能な施設整備の検討を進める。

【救急搬送患者受入件数】

令和5年度実績値 2,988件 ⇒ 令和10年度目標値 3,500件

(4) がん医療の高度化

ア 県北部の地域がん診療連携推進病院として、「高精度リニアック」や「PET-CT」など高度医療機器の強みを活かした、手術から化学療法、放射線治療、緩和ケアまで、がん診療連携拠点病院と連携した質の高い医療を提供する。

イ がん患者とその家族の生活の質（QOL）の維持向上を図り、住み慣れた地域でその人らしく穏やかに過ごせるよう、徳島大学病院をはじめとする高度医療機関との医療連携を強化するとともに、「外来化学療法」と併せた「緩和ケア看護外来」の開設や「緩和ケア病床」の整備を推進することにより、患者に寄り添うがん診療体制を整える。

【外来化学療法延件数】

令和５年度実績値 １，２６９件 ⇒ 令和１０年度目標値 １，５００件

【がん入院患者延数】

令和５年度実績値 ７，９１０人 ⇒ 令和１０年度目標値 １０，０００人

(5) 産科医療や小児医療の充実

ア 産科、小児科病床を有し吉野川北岸地域で唯一の「お産」のできる医療機関として、周産期母子医療センターと連携し、産科医療及び小児医療の役割を着実に果たす。また、出産後の母子に対する心身のケアや育児サポートなど、産後ケアの更なる充実を図る。

イ 「総合メディカルゾーン」における徳島大学病院や県立中央病院と連携した体制の構築により、産科医療や小児医療の確保・充実を図る。

【産後ケア（ディケア）延件数】令和６年度開始 ⇒ 令和１０年度目標値 １００件

(6) 特色ある医療の更なる推進

ア 「総合メディカルゾーン」や「徳島医療コンソーシアム」における医療連携を十分に図りながら、当院の「手の外科センター」、「脊椎脊髄センター」、「糖尿病・内分泌センター」といった特色ある医療とともに、血管内治療など質の高い医療を更に推進し、県内外に向け積極的に情報発信を行う。

イ 脊椎脊髄疾患や手の外科疾患の患者に対する「術前の外来から入院中、退院後まで」の一貫したリハビリテーションを行う「総合リハビリテーションセンター（仮称）」を開設し、急性期リハビリテーション体制の再構築により、患者・家族の生活の質（ＱＯＬ）の更なる改善に取り組む。

(7) 地域住民の健康維持への貢献

ア 地域の自治体と連携し、人間ドックや各種健診事業の充実に取り組むとともに、健診受診者に対する積極的な保健指導や精密検査等が必要な方への医療機関の受診勧奨を励行し、「健康づくり拠点」として、健康診断受診率の向上に貢献し、地域の予防医療の充実を図る。

イ Web メディア等を活用した積極的な情報発信を行うとともに、地域の自治体等と連携した市民講座や出前講座などにより、各職種が専門性を活かした健康維持・増進に向けた啓発活動に取り組む。

【健康管理センター総受診者数】

令和５年度実績値 ２３，０７８件 ⇒ 令和１０年度目標値 ２３，０００件

２ 役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能

ア 吉野川北岸では唯一の総合的診療基盤を持つ中核病院として、２次救急医療機関及び災害拠点病院としての機能強化に取り組む。

- イ 令和6年2月、回復期48病床（地域包括ケア病棟）の開設により、地域医療構想の実現に貢献するとともに、当該病棟は新興感染症にも対応可能なリバーシブル構造であることから、医療措置協定の第一種協定指定医療機関としての役割を果たしていく。

2025年 (令和7年)	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
病床数	40	219	48	0	307

- ウ 地域包括ケアシステムの深化に向け、地域包括ケア病棟と一般病床の的確な運用や在宅療養後方支援病院としての役割・機能を明確化し、地域の関係機関・多職種との連携の下、医療及び患者支援サービスの提供体制を構築する。

【在宅復帰・病床機能連携率】

令和5年度実績値 94.9% ⇒ 令和10年度目標値 95.0%

(2) 機能分化・連携強化

- ア 地域医療支援病院として、高度医療機器を積極的に活用した専門性の高い医療を提供するとともに、「連携医療機関登録制度」を有効に活用するなど、地域医療機関等との緊密な連携を図り、患者に一貫性のある良質な医療を提供できる体制を確立する。
- イ 認定看護師その他の高度医療人材による研修会等を開催し、地域医療機関の人材育成に向けた取組を推進するとともに、今後の更なる高齢化の進展を踏まえ、地域の医療機関等と連携し、地域医療提供体制の維持向上に向けた取組を検討する。

【年間紹介率】

令和5年度実績値 86.3% ⇒ 令和10年度目標値 87.0%以上

【年間逆紹介率】

令和5年度実績値 129.6% ⇒ 令和10年度目標値 130.0%以上

3 新興感染症等への対策

- (1) 徳島県との医療措置協定等に基づき、新興感染症等の感染拡大時に、適切な医療を提供できるよう、陰圧化と感染症対応個室を備えた「救急総合診療センター」整備の検討を進めるとともに、「地域包括ケア病棟」の感染症病棟への転換・運用シミュレーションの実施、感染防護服等の感染症対応資機材の整備・備蓄の推進など、感染症対応機能の充実に取り組む。
- (2) 新興感染症の感染拡大時に備えたBCPの策定及び随時の見直し、「感染症制御センター」を中心とした感染防止訓練や研修の実施など、職員の感染症への意識向上・育成を図るとともに、感染対策に関するDXを推進し、診療業務の維持継続体制の確保に努める。

- (3) 新興感染症の受入体制を強化するため、感染管理認定看護師や専門看護師の増員に向け、計画的な養成に努めるとともに、他の医療機関と連携した地域における感染対策の質向上を目指す。

4 災害時における医療救護

- (1) 吉野川北岸地域における唯一の災害拠点病院としての役割を果たすため、平時より地域の医療機関や医師会、行政等との連携強化に努める。
- (2) 新たに整備したヘリポートの適切な管理・運用を行うとともに、津波浸水想定等を踏まえ、南海トラフ巨大地震に対応した「津波防潮壁」の検討と速やかな整備を図る。
- (3) 「災害医療センター」を中心に、複数パターンを想定した災害医療訓練の実施、「BCP」等の検証・改善、「DMAT」の体制強化に加え、備蓄品（燃料、水、食料・医薬品・診療材料）の充実などの取組を推進し、災害拠点病院機能の強化を図るとともに、災害発生時におけるDMAT現地派遣及びDMAT受入体制の整備を行う。

【災害時用備蓄食糧（令和6年度改訂・5か年計画）整備率】

令和5年度実績値 60% ⇒ 令和10年度目標値 100%

【災害支援ナース登録数】

令和6年度登録開始 ⇒ 令和10年度目標値 10名

5 医師・看護師等の確保と働き方改革

(1)質の高い医療従事者の確保・養成

- ア 「徳島医療コンソーシアム」における取組を推進し、徳島大学をはじめとする高等教育機関や各医療機関と連携を図りながら、医師等の質の高い医療従事者の確保に努める。
- イ 「医療人育成センター」による教育・研修体制の充実を図り、積極的な専門資格取得を促進し、質の高い医療従事者の養成・確保に努める。
- ウ 「卒後臨床研修評価機構」の第三者評価を受審し、臨床研修指定病院として、将来にわたり、当院での研修や勤務を希望する臨床研修医を確保できるよう、教育・研修体制等の整備・充実を図る。
- エ 「臨床研修看護師制度」や「パートナー制度」など、看護師、薬剤師やその他医療従事者の入職後の定着に向けた支援を行うとともに、人材育成計画（職位・職種別キャリアラダー）に基づき、職員の自発的な能力向上を推奨する。
- オ 認定看護師や特定行為研修修了看護師などの計画的な養成を図るとともに、その他の医療従事者の専門的な資格取得を推進し、院内においてその能力を活用する。

【認定看護師数（認定看護管理者は含まない）】

令和6年度当初配置数 7名 ⇒ 令和10年度目標値 13名

【看護師「特定行為研修」修了者数】

令和6年度当初数 3名 ⇒ 令和10年度目標値 9名

カ 職員の離職要因の分析及び情報共有による課題解消を図るため、病院全体の体制づくりを進める。

キ 県立病院等と連携し、人事交流による職種・キャリア設計に応じた柔軟な人材育成を推進する。

(2) 医師の働き方改革への対応

- ・ 医師の時間外労働規制に対応するため、医師確保に取り組むとともに、医師事務作業補助者の活用やチーム医療の推進に加え、各職種との「タスクシフト・タスクシェア」の更なる拡大、ICTの活用による業務効率化など医師の負担軽減に取り組む。

(3) 看護専門学校の充実強化

ア 計画的な専任教員の資格取得を推進し、若年層の教員の育成に努め、安定的な看護教育の確保を図る。

イ 母体病院での看護実習等を強みとした看護教育の実践により、学生の確保に努めるとともに、徳島県立総合看護学校との連携強化により、質の高い看護師の養成を図る。

ウ 施設及び設備の適切な維持補修を行うなど充実した教育環境の整備を図る。

【看護専門学校・入学時定員充足率】

令和6年度入学時 82.5% ⇒ 令和10年度目標値 100%

【看護専門学校・県内就職率】

第1～3期中期計画期間平均実績値（平成25年度から令和5年度） 83%

⇒ 第4期中期計画期間平均目標値（令和7年度から令和10年度） 80%以上

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制

(1) 効果的な業務運営の推進

ア 病院の「理念」や「基本方針」等を全職員が共有し、「安全」で「親切」な医療の提供に取り組むとともに、院内において経営状況を共有し、病院運営への参画意識を高める。

イ 就業管理システムにより職員の勤務状況を把握し、適切な労務管理を行うとともに、多様な働き方に対応した勤務体制の構築、DX化の推進による事務の効率化に取り組む。

(2)多職種間での連携・協力体制の構築

ア 各部署の業務をフロー化するとともに、マニュアルの作成を行い、業務の適正化やスリム化を図る。

イ 「院内ラウンド」に当たるメンバーや確認場所等の定期的な変更により、多様な視点からの意見を収集し、効率的かつ効果的な業務運営体制の構築を図る。

(3)適正な人事評価の実施

・ 公正で客観的な「人事評価制度」に基づき、職員の適正な評価を行う。

(4)県内の公立・公的医療機関との連携

ア 「徳島医療コンソーシアム」を構成する医療機関等との連携により、5 Gを活用した救急医療・遠隔医療の質向上に向けた取組を促進する。

イ 県立病院等との医薬品等の共同交渉の実施や災害医療に係る検討、人事交流による効率的・効果的な人材育成など、一層の連携強化を図る。

2 職員の就労環境の向上

(1)良好な職場環境づくり

ア あいさつ運動の継続や院内行事の活性化を通じ、病院全体の「ワンチーム化」を推進する。

イ 勤務形態の柔軟な運用により、ライフサイクルや家庭状況に応じた多様な働き方の選択肢を充実させ、働きやすく・働きがいのある就労環境を整備する。

(2)職員の処遇改善

ア 処遇の改善による人員確保に向け、県内の公的病院の状況を勘案しながら、初任給・昇給停止年齢の見直しなど、給与制度の改善を検討の上、実施する。

イ 病院収益に貢献する資格取得における新たな手当の創設や各種手当の見直しなど、処遇改善に向けた取組を推進する。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経常収支比率等の経営目標

【経常収支比率】

令和5年度実績値 90.0% ⇒ 令和10年度目標値 99.7%以上

【医業収支比率】

令和5年度実績値 86.5% ⇒ 令和10年度目標値 96.6%以上

【修正医業収支比率】

令和5年度実績値 80.0% ⇒ 令和10年度目標値 94.6%以上

2 目標達成に向けた取組等

(1) 収入の確保

- ア DWH（電子カルテ機能を利用したデータベースシステム）を活用し、患者動向など各種データの見える化により、ベッドコントロール機能の更なる向上を図り、適切な病床利用率の確保を図る。

【稼働病床利用率】

【急性期】令和5年度実績値 72.3% ⇒ 令和10年度目標値 80.0%以上

【回復期】令和6年2月開設 ⇒ 令和10年度目標値 85.0%以上

【1日平均新規入院患者数】

令和5年度実績値 14.7人 ⇒ 令和10年度目標値 16.1人

- イ 診療情報のより精緻な分析を実施し、課題の明確化に努めるとともに、的確な目標設定を行う。
- ウ 診療報酬の適正な確保に向け、レセプト点検システムを有効活用するとともに、返戻・査定分析を実施し、精度の高い診療報酬請求に努める。
- エ 未収金の発生防止に努めるとともに、徴収業務委託を活用し、未収金の回収に努める。

(2) 費用の抑制

- ア 医薬品や診療材料等の購入に係る県立病院との共同交渉の促進や全国共同購入組織との連携により、材料費の増嵩を抑制する。

【診療材料費対修正医業収益比率】

令和5年度実績値 9.2% ⇒ 令和10年度目標値 10.0%以下

- イ 「院内物流管理システム（SPD）」の運用により、院内における一連の物流を適正かつ効率的に管理し、経費削減や管理業務の負担軽減を図る。
- ウ 入札制度の的確な運用を図るとともに、委託業務や光熱水費の節減など「固定経費」の徹底的な見直しを行う。
- エ 臨床工学科による医療機器一括管理を進め、機器使用状況等の統計データに基づく計画的な購入、保守及び点検により、機器関連の費用抑制を図る。

3 予算（令和7年度から令和10年度）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収 入		
営業収益		33,299
医業収益		29,788
その他医業収益		3,511
営業外収益		2,240
運営費負担金収益		1,120
その他営業外収益		1,120
資本収入		7,448
短期借入金		3,200
長期借入金		3,523
その他資本収入		725
その他の収入		0
計		42,987
支 出		
営業費用		34,019
医業費用		33,971
給与費		20,417
材料費		7,242
経費		6,144
研究研修費		168
一般管理費		48
営業外費用		374
資本支出		5,124
建設改良費		539
長期借入金償還金		1,385
その他資本支出		3,200
その他の支出		56
計		39,573

（注）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

<予算>

地方独立行政法人の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、県の予算会計に該当するもの

<人件費の見積り>

第4期中期目標期間中の総額を「20,465 百万円」とする。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

<運営負担金のルール>

長期借入金元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

4 収支計画（令和7年度から令和10年度）

（単位：百万円）

区分		金額
収益の部		
営業収益		33,964
医業収益		29,788
その他医業収益		2,651
資産見返負債戻入		665
運営費負担金収益		660
補助金収益		200
営業外収益		2,240
運営費負担金収益		1,120
その他営業外収益		1,120
臨時利益		0
計		36,204
費用の部		
営業費用		36,654
医業費用		36,606
給与費		20,417
材料費		7,242
経費		6,144
減価償却費		2,635
研究研修費		168
一般管理費		48
営業外費用		374
臨時損失		0
計		37,028
純利益		▲824
目的積立金取崩額		0
純利益		▲824

（注1）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

（注2）資産見返負債戻入、運営費負担金収益、及び減価償却費の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

＜収支計画＞

地方独立行政法人の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの

5 資金計画（令和7年度から令和10年度）

（単位：百万円）

区 分		金 額
資金収入		
業務活動による収入	診療業務による収入	34,819
	診療業務による収入	29,788
	運営費負担金による収入	1,980
	その他の業務活動による収入	3,051
投資活動による収入	投資活動による収入	725
	運営費負担金による収入	725
	その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	財務活動による収入	6,723
	短期借入による収入	3,200
	長期借入による収入	3,523
	その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金		2,835
計		45,102
資金支出		
業務活動による支出	業務活動による支出	33,673
	給与費支出	19,697
	材料費支出	7,242
	その他の業務活動による支出	6,734
投資活動による支出	投資活動による支出	4,399
	有形固定資産の取得による支出	4,343
	無形固定資産の取得による支出	0
	長期貸付金の貸付による支出	56
財務活動による収入	財務活動による収入	4,631
	短期借入金の返済による支出	3,200
	長期借入金の返済による支出	1,385
	その他の財務活動による支出	46
翌事業年度への繰越金		2,399
計		45,102

（注1）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

（注2）運営負担金による収入、長期借入による収入、有形固定資産の取得による支出、及び長期借入金の返済による支出の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

<資金計画>

地方独立行政法人の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

- ・ 800百万円

2 想定される事由

- ・ 賞与の支給等、資金不足が生じた場合の対応
- ・ 偶発的な出資増への対応

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画

- ・ 予定なし（7千万円以上の不動産（土地2万㎡以上）等）

第7 剰余金の使途

- ・ 病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入
- ・ 人材育成及び能力開発の充実等

第8 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項及び第85条第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額（以下「算定額」という。）とする。
- (2) 労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付の対象となる医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院理事長（以下「理事長」という。）が徳島労働局長と協議して定めた額とする。
- (3) 医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、算定額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。
- (4) 使用料の額の算定が(1)から(3)の規定により難しい場合の使用料の額は、(1)から(3)の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。
- (5) (1)から(4)以外のものについては、別に理事長が定める額とする。

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備の計画的な整備と整備費の抑制

- (1) 患者サービスの向上に向け、院内の利便性・快適性を確認し、患者ニーズに応じた整備を検討する。
- (2) 病院新築後、20年が経過する施設及び設備の適切な維持補修を行うとともに、医療機器においては、医療技術の進展や医療需要、整備費及び整備後の維持管理費も含めた費用対効果を総合的に勘案し、経営状況を踏まえた計画的な整備を推進する。

【中期計画期間の施設及び設備整備に関する計画】

(単位：百万円)

区 分	予定額	財 源
施設、設備及び 医療機器等の整備	3,250	設立団体からの 長期借入金等

注1：金額については見込みである。

注2：各事業年度の長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 デジタル化への対応

(1) 情報システム等を活用した取組の推進

- ・ オンライン資格確認を利用した「電子処方箋」や救急医療・遠隔診療等への5G活用のほか、AI等の先進技術も取り入れるなど、医療DXの推進を図り、医療の質の向上、医療情報の連携、病院経営の効率化及び働き方改革などの充実・強化に取り組む。

(2) 情報セキュリティ対策の徹底

- ・ 複雑・巧妙化するサイバー攻撃から医療情報基幹システムを守り、安全かつ適切に医療を提供するため、技術的・物理的対策を行うとともに、定期的な訓練・研修の実施により、人的セキュリティの向上を図り、医療継続体制の確立を図る。

3 積立金の処分に関する計画

- ・ 予定なし